

伊 勢 市 公 報

第 310 号
平成 30 年 10 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	2
○ 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則等の一部を改正する規則	4
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	7
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程	11
○ 伊勢市病院事業管理者の職務を行う職員の指定に関する規程	31
告 示	
○ 特定地域型保育事業者の確認について	33
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	34
公 告	
○ 公示送達	35
○ 公示送達	36
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	37

伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期

日を定める規則をここに公布する。

平成 30 年 9 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第39号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢市条例第25号）の施行期日は、平成30年10月1日とする。

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則等の

一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 9 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第40号

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則
等の一部を改正する規則

(市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の
一部改正)

第1条 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則(平成17年伊勢市規則第103号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「副院長」を「院長、副院長」に改める。

(伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成17年伊勢市規則第104号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「副院長」を「院長、副院長」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の手当に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市病院事業管理者の手当に関する規則(平成17年伊勢市規則第105号)の一部を次のように改正する。

題名中「手当」を「給与」に改める。

第1条中「手当」を「給与」に改める。

第2条を次のように改める。

(給料の調整額)

第2条 条例第3条第2項の規定による給料月額調整額は、給料月額に100分の25を乗じて得た額とする。

第3条中「第4条第3項」を「第4条第1項」に改める。

第4条中「第4条第4項」を「第4条第2項」に、「市立伊勢総合病院副院長」を「市立伊勢総合病院の院長」に改める。

第5条を削る。

(伊勢市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員の退職管理に関する規則（平成28年伊勢市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中第18号を第19号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 市立伊勢総合病院長

附 則

この規則は、伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢市条例第25号）の施行の日（平成30年10月1日）から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 9 月 25 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第5号

伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表看護部の部を次のように改める。

看護部	1 病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	(1) 午前11時30分から午後0時30分まで (2) 午後0時30分から午後1時30分まで	4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)
		準夜勤	午後4時30分から翌日の午前1時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
		深夜勤	午前0時30分から午前9時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
		遅番	午後0時15分から午後9時まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。	

2 病棟 に勤務 する看 護補助 者	日勤	午前8時30分 から午後5時 15分まで	(1) 午前11時 30分から午後 0時30分まで (2) 午後0時 30分から午後 1時30分まで	4週間ごと の期間につ き8日(再任 用短時間勤 務職員にあ っては、8日 以上)
	早番	午前5時30分 から午後2時 15分まで	1時間とし、そ の時限は業務の 実情に応じて所 属長が定める。	
	遅番	午後1時から 午後9時45分 まで	1時間とし、そ の時限は業務の 実情に応じて所 属長が定める。	
3 手術 室に勤 務する 職員	日勤	午前8時30分 から午後5時 15分まで	午前11時30分 から午後0時30 分まで	日曜日及び 土曜日(再任 用短時間勤 務職員にあ っては、これ らの日に加 えて、月曜日 から金曜日 までの5日 間において 所属長が指
	準夜 勤	午後3時15分 から午後12時 まで	1時間とし、そ の時限は業務の 実情に応じて所 属長が定める。	
	遅番	午後0時15分 から午後9時 まで	1時間とし、そ の時限は業務の 実情に応じて所 属長が定める。	

					定する日を週休日とすることができる。)
4	人工透析室に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所屬長が定める。	4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)
		遅番	午後1時15分から午後10時まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所屬長が定める。	

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第8変則勤務手当の部2の項第1号中「3階東病棟」を「病棟」に改める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 9 月 25 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第6号

市立伊勢総合病院事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、室」を削る。

第8条の2第1項中「必要があるときは」の次に「、病院に」を加え、同条を第8条の3とする。

第8条第2項中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「院長」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 副院長は、院長に事故があるとき、又は院長が欠けたときは、その職務を行う。この場合において、副院長が2人以上あるときは、あらかじめ院長が管理者の承認を得て定める順序により、その職務を行う。

第8条を第8条の2とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(院長)

第8条 病院に、院長を置く。

2 院長は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）を補佐するとともに、院務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(市立伊勢総合病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院事務決裁規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「にあつては、あらかじめ管理者」を「であつて、市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号）第8条の2第3項後段に規定する場合に該当するときは、同項後段の規定により院長」に改める。

別表を次のよう改める。

別表（第4条関係）

1 一般的事項

事項	管理者	専決区分			備考
		院長	部長 （市立伊勢総合病院事務分掌規程第24条に規定する科部長を除く。以下同じ。）又は健診センター長	薬局長、 室長又は 課長	
1 病院事業の管理及び運営に関する基本的な方針の決定	○				経営企画課 長合議
2 診療及び看護の基本的な方針		○			

の決定					
3 議会に関する こと。	○				
4 企業管理規程 の制定及び改廃	○				
5 公示、通達等	特 に 重 要	重要	輕易		
6 申請、届出、 報告、照会、回 答、証明、通知 等	特 に 重 要	重要	輕易	定例的か つ輕易	
7 不服申立て、 訴訟等の争訟並 びに和解、あっ せん、調停及び 仲裁	○				
8 損失補償及び 損害賠償に関す ること。	○				
9 請願、陳情及 び要望の回答	特 に 重 要	重要	輕易		予算措置が されている ものを除 き、経営企 画課長合議
10 表彰及び儀式	○				

に関すること。					
11 式典その他の 行事の決定	特に重 要	重要	輕易	定例的か つ輕易	総務課長合 議
12 診療録等の診 療情報の開示に 関すること。		○			総務課長合 議
13 公文書の公開 及び個人情報の 開示等（前項の 規定に該当する 場合を除く。）				○	

2 人事に関する共通事項

事項	管理者	専決区分			備考
		院長	部長又 は健診 センター 一長	薬局長、 室長又は 課長	
1 出張に関する こと。	院長、 副院長、 理事、 部長、 健診セン ター一 長、次		薬局長、 室長、 課長、 副参事、 医療部に 所属する 職	所属職員	総務課長合 議

	長及び参事		員、健診センターに所属する職員（右記職員を除く。）及び看護部に所属する職員	
2 勤務時間の割り振り及び週休日の指定	院長、副院长、理事、部長、健診センター長、次長及び参事		薬局所属職員 局長、室長、課長、副参事、医療部に所属する職員、健診センターに所属する職員（右記	

			職 員 を 除く。) 及 び 看 護 部 に 所 属 す る 職 員	
3 週 休 日 の 振 替 え 及 び 代 休 日 の 指 定	院 長 、 副 院 長 、 理 事 、 部 長 、 健 診 セ ン タ ー 長 、 次 長 及 び 参 事		薬 局 長 、 室 長 、 課 長 、 副 参 事 、 医 療 部 に 所 属 す る 職 員 、 健 診 セ ン タ ー に 所 属 す る 職 員 (右 記 職 員 を 除 く 。) 及 び 看 護 部 に 所 属 す る 職 員	所属職員

<p>4 時間外勤務及び休日勤務の命令並びに管理職員特別勤務命令</p>	<p>院長、副院長、理事、部長、健康センター長、次長及び参事</p>		<p>薬局所属職員 長、室長、課長、副参事、医療部に所属する職員、健康センターに所属する職員（右記職員を除く。）及び看護部に所属する職員</p>	
<p>5 休暇（介護休暇を除く。）、遅刻、早退等の承認又は欠勤届の受理</p>	<p>院長、副院長、理事、部長、健康セン</p>		<p>薬局所属職員 長、室長、課長、副参事、医療部</p>	<p>7日未満</p>

<p>タ　一 長、次 長及び 参事</p>		<p>に所属 する職 員、健 診セン ターに 所属す る職員 （右記 職員を 除く。） 及び看 護部に 所属す る職員</p>		
<p>院長、 副　院 長、理 事、部 長、健 診セン ター 長、次 長、参 事、薬 局長、 室長、</p>		<p>その他 の職員</p>		<p>7日以上</p>

	看護副 部長、 課長及 び副参 事				
6 育児休業、部 分休業、介護休 暇及び介護時間 の承認	○				

3 医療技術部薬局の所管事項

事項	管理者	専決区分			備考
		院長	部長	薬局長	
1 麻薬の管理に 関すること。				○	
2 棚卸経理に係 る医薬品の使用 に関すること。				○	

4 健診センター健診センター室の所管事項

事項	管理者	専決区分				備考
		院長	健診セ ンター 長	次長	室長	
1 健康診断料等 の調定、請求及 び収納に関する					○	

こと。						
2 健康診断料等の減免措置	減免基準が明確でないもの又は異例なもの				減免基準が明確なもの又は裁量の余地のないもの	
3 不納欠損処分に関すること。	○					

5 経営推進部の所管事項

(1) 人事に関する事項

事項	管理者	専決区分				備考
		院長	経営推進部長	次長	課長	
1 職員の定数に関すること。	○					
2 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。	○					
3 職務に専念する義務の免除及び営利企業等の従事の許可に関	○					

すること。						
4 労働組合との協約及び協定に関すること。	○					
5 専従休職の許可	○					
6 被服の貸与に関すること。					○	
7 医師住宅及び寄宿舍の使用許可に関すること。			○			

(2) 予算経理に関する事項

事項	管理者	専決区分				備考
		院長	経営推進部長	次長	課長又は室長	
1 予算の原案及び予算に関する説明書の作成に関すること。	○					
2 決算の調製に関すること。	○					
3 財政計画の作成	○					
4 予算執行計画	○					

の決定						
5 予算の執行管理	特に重要		重要		輕易	
6 予算の流用の決定					○	
7 予備費の充当 の決定	○					
8 継続費等予算 繰越しの決定	○					
9 金融機関に 関すること。	○					
10 企業債及び一 時借入金の借入 申請			○			
11 補助金等の交 付申請			○			経営企 画課長 及び経 営係長 合議
12 収入の調定、 請求及び収納					○	
13 収入の減免措 置	減免基 準が明 確でな いもの				減免基 準が明 確なも の又は	

	又は異 例なも の				裁量の 余地の ないも の	
14 不納欠損処分 に関すること。	○					
15 予算に定めら れた範囲内での 支出負担行為 (支出伺等)の 決定(金額は、 当該支出伺の合 計金額を1件と する。)。ただ し、次に掲げる ものを除く。	5,000, 000 円 以上		3,000, 000 円 以 上 5,000, 000 円 未 満	1,000, 000 円 以 上 3,000, 000 円 未 満	1,000, 000 円 未 満	
(1) 給料、手当 及び法定福利費					○	
(2) 報酬、賃 金、退職給与金 及び報償費					○	
(3) 旅費						出張命 令の決 定区分 による。

(4) 医療機器及び備品の購入、修理等	10,000,000円以上		5,000,000円以上 10,000,000円未満	1,000,000円以上 5,000,000円未満	1,000,000円未満	
(5) 医薬品の購入	5,000,000円以上		5,000,000円未満			
(6) 診療材料の購入	5,000,000円以上		3,000,000円以上 5,000,000円未満	1,000,000円以上 3,000,000円未満	1,000,000円未満	
(7) 給食材料の購入			3,000,000円以上	1,000,000円以上 3,000,000円未満	1,000,000円未満	
(8) 工事及び工事に関する委託の施行及びこれらに係る契約	100,000,000円以上		50,000,000円以上 100,000,000円未満	30,000,000円以上 50,000,000円未満	30,000,000円未満	

			0,000 円未満	,000円 未満		
(9) 業務委託契 約	10,000 ,000円 以上		5,000, 000円 以上 10,000 ,000円 未満	1,000, 000円 以上 5,000, 000円 未満	1,000, 000円 未満	
(10) 食糧費	500,00 0円以 上		50,000 円以上 500,00 0円未 満		50,000 円未満	
(11) 交際費	500,00 0円以 上		30,000 円以上 500,00 0円未 満		30,000 円未満	
(12) 不動産の取 得	10,000 ,000円 以上		5,000, 000円 以上 10,000 ,000円 未満	2,000, 000円 以上 5,000, 000円 未満	2,000, 000円 未満	
(13) 償還年次表					○	

に基づく企業債 の元利金の償還						
(14) 公共料金 (光熱水費、郵便料、電信電話料、NHK受信料、CATV受信料等)					○	
16 支出命令					○	
17 企業用資産の 売却又は譲渡	500,000 円以上		50,000 円以上 500,000 円未満		50,000 円未満	
18 行政財産の目的 的外使用			重要		軽易	
19 不用品の決定 及び処分	帳簿価格又は 見積価格が 5,000,000 円以上のもの		帳簿価格又は 見積価格が 3,000,000 円以上のもの 5,000,	帳簿価格又は 見積価格が 1,000,000 円以上のもの 3,000,	帳簿価格又は 見積価格が 1,000,000 円未満のもの	

			000 円	000 円		
			未満の	未満の		
			もの	もの		

備考 支出負担行為の決定に関する事項については、経営企画課長及び経営企画課経営係長に合議すること。

(市立伊勢総合病院当直規程の一部改正)

第3条 市立伊勢総合病院当直規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「院長」に改め、同項第3号中「管理者」を「院長」に改める。

第5条第2項及び第6条第2項中「管理者」を「院長」に改める。

第9条及び第10条中「管理者」を「所属長及び院長」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「副院長とし、その額は、8,450円」を「次の各号に掲げる職とし、当該職を占める職員の給料の調整額は、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 院長 67,600円

(2) 副院長 8,450円

別表第4病院企業一般職給料表の部8級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

1	理事の職務
2	部長の職務

別表第4病院企業医療職給料表の部5級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

1	院長の職務
2	副院長の職務
3	理事の職務
4	部長（科部長を除く。）又は健診センター長の職務

別表第7副院長の項中「副院長」を「院長及び副院長」に改める。

別表第8医師診療手当の部中4の項を5の項とし、1の項から3の項までを1項ずつ繰り下げ、同部に1の項として次のように加える。

1	院長	月額170,000円
---	----	------------

別表第9の1の表副院長、理事（医師に限る。）、医療部長、健診センター長及び医療技術部長（医師に限る。）の項中「副院長」を「院長、副院長」に改める。

（市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部改正）

第5条 市立伊勢総合病院の診療等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「院長」に改め、同条第2項中「管理者」を「院長」に改める。

第3条第1項第1号中「管理者が別に定める」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める」に改める。

第6条から第12条までの規定中「管理者」を「院長」に改める。

第14条第5項中「必要な事項を」の次に「院長及び」を加える。

附 則

（施行期日）

- この規程は、伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢市条例第25号）の施行の日（平成30年10月1日）から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前にこの規程による改正前の市立伊勢総合病院当直規程又は市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為で、この規程の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものは、この規程の施行の日以後におけるこの規程による改正後のこれらの規程の適用については、この規程による改正後のこれらの規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

伊勢市病院事業管理者の職務を行う職員の指定に関する規程を次のように定める。

平成 30 年 9 月 25 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第7号

伊勢市病院事業管理者の職務を行う職員の指定に関する規程

伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第3号）の全部を改正する。

- 1 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第1項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に事故があるとき又は管理者が欠けたときにその職務を行う職員及びその順序を次のとおり指定する。
 - (1) 第1順位 院長
 - (2) 第2順位 副院長
- 2 前項の場合において、同項第2号に定める職にある職員が2人以上あるときは、あらかじめ管理者が定める順序により、その職務を行う。

附 則

この規程は、伊勢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢市条例第25号）の施行の日（平成30年10月1日）から施行する。

伊勢市告示第 121 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項の確認をしたので、同法第 53 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 9 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人こども未来創造学園
- 2 事業所の名称及び所在地
にこにこ保育園
伊勢市小俣町元町 545 番地
- 3 確認の年月日
平成 30 年 7 月 17 日
- 4 事業の種類
小規模保育事業

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 2 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 30 年 9 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
115	御菌管工設備	伊勢市御菌町高向 49 番地 2	平成 30 年 9 月 13 日

伊勢市公告第 80 号

公 示 送 達

下記の者の差押書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 9 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 81 号

公 示 送 達

下記の者の差押書及び移管最終催告書兼差押執行予告書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 9 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市消防本部公告第2号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成30年9月26日

伊勢市消防長 坂口典生

1 指定催しの会場

高柳商店街周辺～県道鳥羽松阪線（曾祢交差点周辺）～伊勢市駅周辺
（別紙）

2 指定催しの名称

伊勢まつり

3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 東 友章

伊勢移動商業協同組合 理事長 武田 馨

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。